

いすみ市公告

いすみ市立旧中川小学校利活用事業に係る公募型プロポーザルの実施について

いすみ市立旧中川小学校利活用事業について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので公告する。

令和元年 10 月 1 日

いすみ市長 太 田 洋



1 事業名

いすみ市立旧中川小学校利活用事業

2 事業内容

別紙「いすみ市立旧中川小学校利活用事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」のとおり

3 応募資格

企画提案に参加できる者は、以下の全ての要件を満たす個人、任意団体、法人又は複数の企業等で構成する連合体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者。
 - ②禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者。
- (3) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ①民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てをしている者。
 - ②会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申し立てをしている者。

- ③破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づき破産手続開始の申立がなされた者及びその開始決定がされている者。（同法附則第 3 条第 1 項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (5) 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 2 条に規定する宗教団体、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）に規定する政治団体等、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体でないこと。
- (6) いすみ市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成 17 年いすみ市告示第 8 号）の規定による指名停止等の処分を受けている者でないこと。
- (7) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。

4. 募集スケジュール

項目	日程
実施要領の公表・配布	令和元年 10 月 1 日（火） ～令和元年 11 月 8 日（金）
実施要領等に対する質問受付	令和元年 10 月 1 日（火） ～令和元年 11 月 8 日（金）
現地確認期間	令和元年 10 月 2 日（水） ～令和元年 11 月 8 日（金）
企画提案書提出意思表示受付	令和元年 10 月 2 日（水） ～令和元年 11 月 20 日（水）
企画提案書受付	令和元年 11 月 21 日（木） ～令和元年 12 月 6 日（金）
プレゼンテーション	令和元年 12 月 17 日（火）
優先交渉権者決定	令和元年 12 月下旬
地域説明会等の実施	令和 2 年 1 月中旬（予定）
契約締結 仮契約 本契約（議決後）	令和 2 年 3 月上旬（予定） 令和 2 年 3 月下旬（予定）

（詳細は別紙「実施要領」のとおり）

5 担当課・問い合わせ先

いすみ市役所 企画政策課 産業立地班

〒298-8501 千葉県いすみ市大原 7400-1

電 話：0470-62-1382

E-mail：rich@city.isumi.lg.jp

6 その他

本プロポーザルの執行に関し、この公告に記載のないものは別紙「実施要領」によるものとする。

別紙は省略し、企画政策課に備え置く。